東証一斉連絡

TOKYO
STOCK EXCHANGE

平成１７年５月１２日
株式会社東京証券取引所
上場部上場会社サポート担当

上場廃止等の決定

カネボウ株式会社　株式（第一部）について、下記のとおり決定いたしましたので御通知します。

記

上場廃止、整理ポスト割当て

（１）銘　　柄　　カネボウ株式会社　株式（コード　３１０２）

（２）整理ポスト割当期間　　平成１７年５月１３日（金）から平成１７年６月１２日（日）まで

（３）上場廃止日　　平成１７年６月１３日（月）

（注）速やかに上場廃止すべき事情が発生した場合は、上記整理ポスト割当期間及び上場廃止日を変更することがある。

（４）上場廃止理由　株券上場廃止基準第２条第１項第１１号ａ（上場会社が財務諸表等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合）及び同号ｂ（上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書において「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合）に該当すると認めたため

（注）カネボウ（株）が、有価証券報告書に虚偽の決算結果を記載していた件は、複数年度において実際には大幅な債務超過であるにもかかわらず資産超過とし、また、多額の当期純損失を計上すべきところを当期純利益を計上していたなど、投資者の投資判断を大きく誤らせるものであり、加えて、同社元役員の指示により全社的に不正経理が行われていたという、投資者の開示情報に対する信頼を損なう組織的行為に起因するものと認められる。これらの事情からすると、同社が行った「虚偽記載」は、投資者の証券市場に対する信頼を著しく毀損するものと認められるため、同社株式の上場廃止を決定したものである。

以　上